障害者雇用相談援助事業 認定事業者一覧

No	事業者名又は法人名称	主たる事業所の住所地	法人種別認定年月日	認定年月日	事業実施地域		障害種別の限定事業実施者の	障害者の一連の雇用管 理に関する具体的な経	参考 (事業者のHP情報又は連	
		27.0 7 71.77 12.77	2011		都道府県名	市区町村名 (都道府県内で地域を限定する場合)	(*)	数(支援体制)	験	格先等) 格先等)
1	株式会社ジルベルト	兵庫県神戸市須磨区北落 合1丁目1番4号白川コーポレーションビル101号	障害者雇用促進法第77 条第1項のもにす認定 制度の認定を受けた事 業主	令和6年4月1日	全都道府県		_	1人		(事業者HP) https://gilberto.co.jp
2	エフピコダックス株式会社	広島県福山市箕沖町127番 地 1	特例子会社かつ障害者 雇用促進法第77条第1 項のもにす認定制度の 認定を受けた事業主	令和6年4月1日	全都道府県		_	2人	詳細情報は 次頁PDF参照	(事業者HP) https://www.fpco.jp/esg/s ocietyeffort/handicap.htm
	株式会社トライアルベネ フィット	福岡市東区多の津1-12-2	特例子会社	令和6年4月1日	全都道府県		_	1人		(電話番号) 092-233-1626
4	株式会社ボラシェア	宮崎県宮崎市瀬頭2丁目	障害者雇用の一連の雇 用管理に関する実務の 経験を有する法人	令和6年4月1日	全都道府県		_	1人		(電話番号) 0985-89-0288

^(※)認定事業主がもにす認定企業であり、特定の障害種別についてのみ支援又は実務の経験を有する場合については、障害種別の限定欄に経験のある障害種別を明示している。

			法人としての経験	事業運営責任者の経験	事業実施者の経験
	① E	5名			
経験年数	2	経験年数	8 年	7 年	7 年
	3	障害種別の経験		身体障害	身体障害
等				✔知的障害	✔知的障害
				✓ 精神障害	✓ 精神障害
	1	経営陣の理解促進	代表取締役自ら「障害者雇用指針」を整備 に、「採用及び配置、教育訓練の実施。処 退、安全・健康の確保、職場定着の推進。障 害及び障害者についての職場全体での理解促 進、障害者人権の擁護、障害者差別禁止及 び合理的配慮の提供などを定めている」	奴労継続実経経準事長がの際望者兼サービス管理責任 名をして利用者の一般放労先の総登簿に対して、障害者を雇用するための理解促進のための説明を行ってい 。 法た (総段・松労夫・(関与先企業) に障害者雇用を進 るのことの重要性やノーマライゼーションの報点から企業に求められている責任、障害者雇用を進した経営改善について理解促進を図っている。	た代表取締役として利用者の一般就労先の経営陣に対 して、障害者を雇用するための理解促進のための説明 を行っている
障害者の一連の雇用管理の援助に関する業務又は実務の具体的な経験		障害者雇用推進体 制の構築	弊社は就労継続支援サービスを障害者に提供 しているが、職員への登用制度を就業規則及 び理念手帳(ジルベルト手帳)にて明記し おり、役員会にて毎年1名以上障害者を雇用 するよう推進している	令和4年1月11日より弊社株式会社ジルベルト の担当者(ジョブコーチ) として任命を受け、障害を抱える支援員(正 社員)の指導に当たっている。	弊社は就労継続支援サービスを障害者に提供 しているが、職員への登用制度を試業規則及 び理念手帳(ジルベルト手帳)にて明記し おり、役員会にて毎年1名以上障害者を雇用 するよう推進している(代表取締役のして実 務をしている)。
		社内での障害者雇 用の理解促進	毎年度、ジルベルト手帳にて、障害者雇用の 取り組みについて説明している。また新入社 員の採用時及び4 半期ごとの面談の際にもそ の内容について個別に再度説明している。	毎年度、取締役として、ジルベルト手帳に て、障害者雇用の取り組みについて説明して いる。また新入社員の採用時及び4半期ごと の面談の際にもその内容について個別に再度 説明している。	毎年度、ジルベルト手帳にて、障害者雇用の 取り組みについて説明している。また新入社 員の採用時及び4半期ごとの面談の際にもそ の内容について個別に再度説明している。 (代表取締役として実務を行っている)
		当該事業所内にお ける職務の創出・ 選定	過去に採用した障害者自らが中心になって、 各自の特性にあったマニュアルを個別に作成 足環蜂整備に努めている。また、正社員にな るまでに対職員や利用者として雇用 しており、取員や利用者との関係性を構築す るための期間及び生産活動に慣れるための期間 間を設けている。	禁社での業務としては、生産活動を通じて障害者(利用者)の就労能力の向上を図ることであるが、その生産活動について支援をする障害者(正社員)の特性にあったものにするよう選定している。	通去に採用した障害者自らが中心になって、 各自の特性にあったマニュアルを週別に作成 見環整艦に努めている。また、正社員にな るまでに対戦費を開発して展開した しており、戦闘人や利用者として雇用 しており、戦闘人や利用者との関係性を構築す るための期間及び生産活動に慣れるための期間 を設けている。(代表取締役として実務を 行っている)
		採用・雇用計画の策定	毎年度、ジルベルト手帳にて、当社が一緒に 働きたい人材のベルソナ設定を公開してい る。 ジルベルト手帳には、今後の事業計画を記載 ・車業所数の出店計画に応じた採用・雇用計 画を策定している。	採用及び雇用計画においては、代表取締役とともに役員会にて協議し決定している。 (取締役として参加)	毎年度、ジルベルト手帳にて、当社が一緒に 働きたい人材のベルソナ設定を公開してい る。 ジルベルト手帳には、今後の事業計画を記載 ・申業所数の出店計画に応じた採用・雇用計 画を策定している。 (代表取締役として実務を行っている)
		けた準備など募集	弊社の飲労継続支援サービスを利用する障害 者(利用者)全員に障害者雇用方針、雇用の ための要件等を周知している。また、正社員 登用への希望についても4半期ごとに確認し ている。	雇用の際に利用可能な助成金や制度、募集媒 体などについて紹介するなど助言を行ってい	者(利用者)全員に障害者雇用方針、雇用の
		社内の 又 援体前等 の環境整備	正社員には積極的にジョブコーチ業成研修を 嫌言させ、明在3名)、支援体制の整備を進 めている。また長時間勤務が困難な疎審者の ために短時間正社員制度を設けている。その は、休憩時間や休日等についても本人の特性 などを考慮して、弾力的に取得できるよう努 めている。	きやすい環境の整備に努めている。 原則として、社内の周知事項・決定事項をテ 味スト(チャットワーク)で行い、必要に応 じて補足説明するなどしている。	正社員には積極的にジョブコーチ業成研修を 嫌情させ、現在3名)、支援体制の整備を進 めている。また長時間勤務が困難な政障審者の ために短時間正社員制度を設けている。その 体、株態時間や休日等についても本人の特性 などを考慮して、弾力的に取得できるよう等 めている。(代表取締役として実務を行って いる)
		や職場定着等	顕書者書信的止研祭及のハラスメント防止研修を年1 個実施している。理解が発生した場合は、法人を場合は、法人と の対応取口(担当者)を明確にし、虐待防止要員会で 対応することとしている。 また、日報や個別チャットによる双方性のやり取りを また、日報や個別チャットによる双方性のやり取りを 機と職場定着に努めている。	4 半期に1 度定期面談を行っている。 ま日報管理制度により、本人が解決すべき 課題などを文書化し、成長を促し、職場定着 できるように努めている。	期署者者待防止研修及(いうスメント防止研修を年1 回案施している。関連が発生した場合は、法人と場合は、法人と の対応認口(担当者)を明確にし、虐待防止委員会で 対応することとしている。 また、日報や個別チャットによる原方性のやり取りを また、日報や個別チャットによる原方性のやり取りを 備と職場定着に努めている。 (代表取締役として美務を行っている)

※事業運営責任者または事業実施者を複数名登録する場合は、2名以降の経験については別紙へ記載してください。

※(表面)1で、「対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務についての実績を有する法人」を選択した場合は、下記の各項目について記載してください。

【過去3年間における実績】

●援助の件数

		法人としての経験	事業運営責任者の経験	事業実施者の経験
	①氏名			
経験年数	② 経験年数	20 年	11 年	5 年
	③ 障害種別の経験		✓ 身体障害	✔身体障害
等			✓ 知的障害 ✓ 精神障害	✓ 知的障害 ✓ 精神障害
		7 II + D + D + D + D	<u> </u>	四
	① 経営陣の理解促進	各種社内セミナーを実施及 び公的機関からの講師依頼 にも対応	経営陣とのディスカッション及びセミナーを実施。公 的機関など外部からの講師 依頼にも対応	経営陣とのディスカッショ ン経験あり
障害	② 障害者雇用推進体 制の構築	障がい者雇用のリーディン グカンパニーとしてのノウ ハウを提供	障がい者雇用責任者として障害者の雇用管理及び現場管理に従事。自社のノウハウを基に企業、自治体などヘアドバイスを行う	グループ内の雇用率集計、 分析を行い、組織としての 雇用推進体制の見直しを行 い、ノウハウを取引先へ提 供
者の一連の雇用管理の援助に関する業務又は	③ 社内での障害者雇 用の理解促進	経営陣から新入社員までの 社内セミナーを実施(支援 者向けセミナー含む)	自社の障がい者雇用の方針 を基に、企業や自治体など で経営陣から新入社員まで すべての方向けのセミナー 講師経験あり	グループ内の管理部門向け プレゼン経験あり 支援者、障がい者とのディ スカッションに参加
	④ 当該事業所内における職務の創出・選定	特例子会社及び就労継続支援A型事業所を立ち上げ、 安定雇用を継続	障がい者雇用責任者として 障害者の雇用管理及び現場 管理に従事。経験を活か し、取引先へ展開経験あり	グループ内における職務の 創出及び選定等の経験あり
	⑤ 採用・雇用計画の 策定	特例子会社 (38年) 及び就 労継続支援A型事業所 (17 年) の採用・雇用管理。自 社のノウハウを提供	自社のノウハウ提供のみならず、自治体と企業を繋ぎ障がい者雇用を生むプロジェクトも複数手掛ける	グループ内の採用面談を対 応。取引先の採用・雇用計 画にアドバイス経験あり
実務の具体的な	⑥ 求人の申込みに向けた準備など募集 や採用活動の準備	自社の求人・採用ノウハウ を提供	ハローワーク、支援学校、就 労継続支援事業所、障がい者 就業・生活支援センターなど と密に情報交換を行い、53 事業所770名の障がい者雇用を 創出	自社の求人・採用ノウハウ を基に取引先の募集や採用 活動にアドバイス経験あり
る経験	 社内の支援体制等の環境整備	自社の支援体制を構築した ノウハウを提供	自社の支援体制を基に、取引 先にあった形を提案。必要な 支援体制をアドバイス。と 連携事業の立ち上げにも関わ り、有識者に選定される。	支援体制のアドバイス及 び、取引先支援者の研修受 け入れに対応
	⑧ 採用後の雇用管理 や職場定着等	障がい者雇用に関する業務 は各社自立自走に向けてサ ポートするが、相談援助は 永久継続が原則。	障がい者雇用をサポートしている企業を集め、研修を行い、自社やサポート企業の課題や経験を共有する場を提供	障がい者雇用をサポートしている企業を集めた研修会の事務局、とりまとめ担当及び各社に合った体制作りのアドバイスを行う

※(表面)1で、「対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務についての実績を有する法人」を選択した場合は、下記の各項目について記載してください。

【過去3年間における実績】 ●援助の件数	
●支援業種	
▼	
●具体的な支援内容	

		法人としての経験	事業運営責任者の経験	事業実施者の経験
	①氏名			
経験年数等	② 経験年数	年	年	5 年
	③ 障害種別の経験		──身体障害 ──知的障害 ──精神障害	✓ 身体障害✓ 知的障害✓ 精神障害
	① 経営陣の理解促進			経営陣とのディスカッション、取引先へのアドバイス 経験あり
障害者	② 障害者雇用推進体 制の構築			自社の雇用推進体制を基に 連携する福祉事業所の開 設、運営に携わる
者の一連の雇用	③ 社内での障害者雇 用の理解促進			グループ内、取引先へのプレゼン経験あり 支援者、障がい者とのディスカッションに参加
管理の援助に関	④ 当該事業所内における職務の創出・選定			自社が連携する福祉事業所 における職務の創出及び選 定等の経験あり
する業務又は	⑤ 採用・雇用計画の 策定			グループ内の採用面談を対応。取引先の採用説明会に参加。雇用計画にアドバイス経験あり
実務の具体的な	⑥ 求人の申込みに向けた準備など募集 や採用活動の準備			支援学校と密に情報交換を 行い、自社の求人・採用ノ ウハウを基に取引先の募集 や採用活動をサポート
4経験	① 社内の支援体制等 の環境整備			担当者の研修受け入れ、見 学案内などを担当
	⑧ 採用後の雇用管理 や職場定着等			障がい者雇用をサポートしている企業を集めた研修会の事務局、セミナーを担当
X	事業運営責任者または事	事業実施者を複数名登録す	る場合は、2名以降の経験	験については別紙へ記載

してください。

※(表面)1で、「対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務についての実績を有する法人」を 選択した場合は、下記の各項目について記載してください。

【過去3年間における実績】 ●援助の件数	
●支援業種	
●具体的な支援内容	

			法人としての経験	事業運営責任者の経験	事業実施者の経験
	_	氏名			
経験年数		経験年数	3 年	17 年	7.5 年
	3	障害種別の経験		✔身体障害	✔身体障害
数 等				✔ 知的障害	✔ 知的障害
				ド 精神障害	・ 精神障害
	1	経営陣の理解促進	どまらず、組織として経	法人として左記の状態を 維持できるよう経営陣に 向け提言	同左
	2	障害者雇用推進体 制の構築	課題整理・分析し、推進 体制を構築しながら特例 子会社の設立及び就労継 続支援A型事業所を開 所。	同左	前職でテレワークでの採用を目標とした課題抽出 と社内の受け入れ体制を 構築。
障害者の一連	3	社内での障害者雇 用の理解促進		同左及び店舗への社内 メールによる意識啓発を 実施。	前職で障害者雇用担当として、グループ会社を含めた障害に関する理解促進を実施(社内研修など)。
の雇用管理の援助に関	4	当該事業所内における職務の創出・選定		障害者雇用責任者として 多くの障害者の業務の切 り出しを行う。	
はする業務又は実務の	5	採用・雇用計画の策定	特例子会社としての障害 者の雇用創出を行うため の事業拡大に伴い、採用 準備から受入れまでの採 用計画を策定。	同左	前職で障害者雇用担当と して、会社の年間利益計 画および方針作成時に障 害者の採用計画を策定を 担当。
の具体的な経験	6	求人の申込みに向けた準備など募集 や採用活動の準備	を決定し、福岡県内の大	ハローワークや就労移行 事業所に向けた求人の案 内。	
	7	社内の支援体制等 の環境整備	合理的配慮を念頭に支援 体制の構築	同左及び企業に対し、研 修の実施やアドバイスを 実施。	
	8	採用後の雇用管理 や職場定着等	定期面談と障害者雇用の 部署の責任者との意見交 換、関連機関との連携。	本社内の障害者の方への定期面談	前職で企業在籍型ジョブコーチとして、約7年半、企業での障害がある従業員の職場適応のための支援を実施。

※事業運営責任者または事業実施者を複数名登録する場合は、2名以降の経験については別紙へ記載してください。

※(表面)1で、「対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務についての実績を有する法人」を 選択した場合は、下記の各項目について記載してください。

【過去3年間における実績】 ●援助の件数		
●支援業種		
●具体的な支援内容		

			法人としての経験	事業運営責任者の経験	事業実施者の経験
	1	氏名			
経	2	経験年数	7.5 年	7.5 年	17 年
性験年数等	3	障害種別の経験		✓ 身体障害 ✓ 知的障害 ✓ 精神障害	✓ 身体障害 ✓ 知的障害 ✓ 精神障害
	1	経営陣の理解促進	・経営層への障がい者雇用の意義・目的 の理解促進 ・障がい者雇用における目指すべきビ ジョンの明確化	・経営層への障がい者雇用の意義・目的 の理解促進 ・障がい者雇用における目指すべきビ ジョンの明確化	・ 外資系企業における日本支社役員への 障がい者雇用への理解促進(商社) ・経営層への障がい者雇用の意義・目的 の理解促進 ・障がい者雇用における目指すべきビ ジョンの明確化 ・新規事業の提案
障害者の一	2	障害者雇用推進体 制の構築	・特例子会社設立支援 ・障がい者雇用推進専用窓口の設置 ・公的機関における障がい者に対する理解、障がい者の就労機会の拡充のために 必要な環境整備を図るための包括連携	・特例子会社設立支援 ・障がい者雇用推進専用窓口の設置 ・公的機関における障がい者に対する理 解、障がい者の就労機会の拡充のために 必要な環境整備を図るための包括連携	・特例子会社設立支援 ・組織設計アドバイス ・国内外食事業会社における委託訓練の 実施を主要店舗(東京、大阪)で立案、 実施 (開店準備、清掃、付け出し料理、盛り 付け等)
一連の雇用管理の	3	社内での障害者雇 用の理解促進	・社員への理解促進のための研修(障が い種類毎の理解促進、対応事例等) ・雇用される障がい者が関わる部署に対 して障がい者雇用についての注意点説明	・社員への理解促進のための研修(障が い種類毎の理解促進、対応事例等) ・雇用される障がい者が関わる部署に対 して障がい者雇用についての注意点説明	・社員への理解促進のための研修
援助に関する業	4	当該事業所内にお ける職務の創出・ 選定	・業務内容の整理 ・他社事例による理解促進 ・業務の切り出し方のポイント説明 ・業務の切り出し	・業務内容の整理 ・他社事例による理解促進 ・業務の切り出し方のポイント説明 ・業務の切り出し	・在宅勤務の業務切り出し(商社) ・農業分野の立ち上げ(建設業) ・業務の切り出し
務又は実務の	5	採用・雇用計画の 策定	・採用計画の立案 ・求人票作成の助言 ・選考時の注意点助言	・採用計画の立案 ・求人票作成の助言 ・選考時の注意点助言	・採用計画の立案 ・求人票作成の助言 ・選考時の注意点助言
具体的な経験	6	求人の申込みに向けた準備など募集 や採用活動の準備	・会社説明会の実施に向けた準備、調整、集客等 ・個別の求人案内活動	・会社説明会の実施に向けた準備、調整、集客等 ・個別の求人案内活動	・会社説明会の実施に向けた準備、調整、集客等 ・個別の求人案内活動・企業と当事者の仕事マッチングサイトの企画、立ち上げ、運営・当事者への就職アドバイス
	7	社内の支援体制等 の環境整備	・支援社員向けの事前研修 ・社員向けの事前研修	・支援社員向けの事前研修 ・社員向けの事前研修	・支援社員向けの事前研修 ・社員向けの事前研修
	8	採用後の雇用管理 や職場定着等	・支援社員への支援に関する相談対応、 定期面談 ・当事者への職場定着面談	・支援社員への支援に関する相談対応、 定期面談・当事者への職場定着面談	・支援社員への経営的視点の視座を養う 面談実施

※事業運営責任者または事業実施者を複数名登録する場合は、2名以降の経験については別紙へ記載してください。

※(表面)1で、「対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務についての実績を有する法人」を選択した場合は、下記の各項目について記載してください。

[過去3年間における実績]

●援助の件数
10件

●支援業種
・情報サービス業
・飲食サービス業
・飲食サービス業
・医療業
・生活関連サービス業
・建設業
・公務

●具体的な支援内容

□「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」の方々に対して、下記のような雇用管理を実施しました。
・特例子会社設立支援:雇用に関する理解促進、立地選定、法務関係の整備、申請手続きの補助
・採用支援:採用計画立案、業務の切り出し、支援員等の体制構築、面接時の注意点アドバイス、入社前の支援員・社員向け研修、採用イベントの企画立案・運営・集客、支援学校への案内
・定着支援:入社後の当事者の定着支援(相談対応・アドバイス)、支援員への相談対応・アドバイス、
支援社員・当事者向け研修 等